



令和6年10月〇日

令和6年度第1回認定日本語教育機関の審査結果を公表します

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号「以下「法」という。」）においては、日本語教育機関の設置者が、法や文部科学大臣が定める認定基準を満たすことで、その設置する日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けることができることとされています。

本認定に際して実施された審査結果については以下のとおりです。

(1) 審査結果

- ・認定とした日本語教育機関 22校
 - ・不認定とした日本語教育機関 3校【P（今後取り下げる可能性あり）】
- （申請機関総数 72校）

(2) 配布資料

- ・令和6年度第1回認定日本語教育機関の認定審査結果一覧

(3) 参考資料

- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要
- ・認定日本語教育機関制度の概要
- ・認定日本語教育機関制度の創設
- ・認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較（主なもの）

<担当>

文部科学省総合教育政策局

日本語教育課日本語教育機関室 田中、氏師

電話：03-5253-4111（内線2017）

メールアドレス：ninteinihongo@mext.go.jp